

養護老人ホーム木曾寮 指定管理者候補者の選定結果について

木曾寮

養護老人ホーム木曾寮については、令和 5 年 7 月から指定管理者を募集し、下記のとおり指定管理者候補者を選定しました。

記

1 施設名 養護老人ホーム木曾寮

2 指定管理者が行う業務内容

- (1) 入所者の養護に関する業務
- (2) 養護老人ホーム木曾寮の維持管理、運営及び警備に関する業務
- (3) その他、施設の設置目的を達成するために必要として広域連合長が定める業務

3 指定管理者候補者

- (1) 名称 社会福祉法人 木曾社会福祉事業協会
- (2) 事業所の所在地 長野県木曾郡上松町荻原 1 4 6 0
- (3) 代表者の氏名 理事長 田上 昭彦

4 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日（5 年間）

5 選定方法等

- (1) 公募・非公募の別 非公募
- (2) 募集期間 令和 5 年 6 月 15 日～7 月 21 日
- (3) 応募者名 社会福祉法人 木曾社会福祉事業協会
- (4) 選定方法

木曾広域連合公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例例施行規則第 6 条各項に基づき、「養護老人ホーム木曾寮指定管理者選定委員会」を設置し、以下の通り、選定を行いました。

- ① 令和 5 年 5 月 9 日 委員会 募集先の選定、公募・非公募
： 1 者とし、非公募と決定
- ② 令和 5 年 8 月 4 日 委員会 審査会
： 申請者の提案を受け、審査を実施
- ③ 令和 5 年 8 月 10 日 木曾広域連合正副連合長会
： 審査結果から、上記事業者を候補者として選定

6 選定会議における採点結果

採点基準	配点	得点(平均)
1 施設運営方針	20	15.4
2 収支計画	10	8.0
3 指定管理料	10	9.0
4 サービス	30	21.6
5 施設管理	20	17.8
6 安定的な経営基盤	10	10.0
合計	100	81.8

7 選定理由

- ① 郡内で活動する社会福祉法人の中から、養護老人ホーム木曽寮移転改築基本構想において示された、共生サービス展開、職員体制の充実・確保、施設運営経費の削減及び効率化について検討し、1 者を審査対象としました。
- ② ①により指定管理の提案を受け、100 点満点の基準点を 50 点として審査を行った結果、審査得点 81.8 点となり、かつ各採点基準項目の得点が配点の過半数となったため、指定管理者候補者として選定しました。

添付資料

- 養護老人ホーム木曽寮指定管理審査採点 集計結果表
- 指定管理者審査申請書類
 - ・指定管理者指定申請書
 - ・養護老人ホーム木曽寮指定管理事業計画書
 - ・収支計画書

養護老人ホーム木曽寮指定管理審査採点 集計結果

令和5年8月4日 指定管理者選定委員会

評価項目	評価内容	配点	審査					平均		
			A	B	C	D	E		合計	
施設運営方針	・運営方針は施設の設置目的や木曽広域連合の基本的考え方に合致しているか。 ・利用者の地域生活移行に対する取組は十分か。 ・地域や関係機関等との連携が図られているか。	7	6	6	5	5	6	28	5.6	
		20	7	6	4	5	5	6	26	5.2
		6	6	4	4	4	5	23	4.6	
収支計画	・事業計画と整合のとれた適切な収支計画であるか。 ・効率的な運営計画に基づき適正に積算されているか。 ・人件費、物件費等管理に要する経費は妥当か。	3	3	2	2	3	3	13	2.6	
		10	4	3	3	3	3	15	3.0	
		3	3	2	2	3	2	12	2.4	
指定管理料	条件① 配点＝配点×最低価格÷応募価格	10	10	9	9	9	9	45	9.0	
サービス	・利用者のニーズに応じた支援内容の充実について取組は十分か。 ・利用者へのサービス向上の取組みは十分か。 ・利用者や保護者の意見や第三者の評価を施設運営に反映させる仕組みを講じているか。 ・利用者からの苦情を解決する仕組みは適切か。 ・入所支援等に必要な知識及び技術を有しているか、または実績や経験を有しているか。	6	4	4	4	4	5	21	4.2	
		6	4	4	4	4	5	21	4.2	
		30	6	4	5	4	4	5	22	4.4
		6	4	5	4	4	5	22	4.4	
		6	5	4	4	4	5	22	4.4	
		3	2	2	2	3	3	12	2.4	
施設管理	・危機管理体制が確立されているか。 ・職員体制は適切か。また、障がい者の雇用に配慮しているか。 ・職員の専門的知識及び技能を向上させる研修体制は講じられているか。 ・個人情報の保護対策は万全か。 ・環境に配慮した管理運営となっているか。 ・効率的な施設管理を行い、管理経費の縮減に対する取組が認められるか。	20	3	3	3	3	3	14	2.8	
		2	2	2	2	2	2	10	2.0	
		3	3	2	2	3	3	13	2.6	
		3	3	3	2	3	3	14	2.8	
		2	2	2	2	2	2	10	2.0	
		2	2	2	2	2	2	10	2.0	
安定的な経営基盤	条件② ・財務状況は健全か。 ・経営基盤が安定しており、計画に沿った管理を行う能力を有しているか。 ・類似施設の経営実績や経験を有しているか、又は経営に必要な知識及び技術を有しているか。	10	3	3	3	3	3	15	3.0	
		3	3	3	3	3	3	15	3.0	
		100	85	79	74	82	89	409	81.8	
		合計								

条件①指定管理料の採点は事務局において算定し、一律同点を計上した。評点＝配点10点×最低価格÷応募価格＝8.563÷9点
条件②資格要件は、事務局で定款及び納税証明等の提出書類を審査し、一律同点(2点)を計上した。

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

令和5年7月21日

木曽広域連合長 原 久仁男 様

申請者

所在地 長野県木曽郡上松町大字荻原1460

名 称 社会福祉法人木曽社会福祉事業協会

代表者氏名 理事長 田 上 昭 彦



次の施設の管理について、指定管理者の指定を受けたく関係書類を添えて申請をします。

なお、この申請書及び関係書類のすべての記載事項は事実と相違せず、木曽広域連合指定管理者の指定の手続等に関する規則第5条第1項各号に掲げる事項に該当しないことを誓約します。

また、指定管理者の指定に係る選考に際し、木曽広域連合組織町村の法人住民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、事業所税、特別徴収税額納入金の課税状況・納税（納入）状況等につき、関係公簿を調査することに同意します。

申請の対象となる施設の名称 養護老人ホーム木曽寮
管理に当たっての基本的な考え方 ① 国が推奨する高齢者福祉と障がい者福祉との共生型福祉サービスができる取り組みをおこなう。 ② 利用者がこれまで活躍されてきた社会の延長線上にあるような生活の支援をおこなう。 ③ 当協会が運営する他施設とも連携することでコストの削減に努め、安定した施設運営をおこなう。
連絡先 名称 社会福祉法人 木曽社会福祉事業協会 所在地 〒 399 - 5608 長野県木曽郡上松町 大字荻原1460番地 担当者名 法人事務局 事務局員 鈴木 正信 電話 0264 (52) 2534 FAX 0264 (52) 5115 Eメール hojin@kisoshaji.net

(様式第3号)

養護老人ホーム「木曽寮」 指定管理事業計画書

提出年月日

令和5年7月21日

法人名

社会福祉法人 木曽社会福祉事業協会

目 次

1 養護老人ホーム木曽寮 管理運営方針	2
(1) 理 念	
(2) 基本方針	
(3) 事業実施方針	
(4) 地域との連携方針	
(5) 災害対策方針	
2 利用者のサービス向上への取組	4
(1) 入所者支援方針	
(2) 食事の提供について	
(3) 健康管理	
(4) 行 事	
(5) 地域生活移行	
(6) 相談事業	
(7) 改善の方策	
(8) 木曽広域連合からの円滑な移行について	
3 適正な施設管理	6
(1) 具体的職員配置	
(2) 研修の実施	
(3) 環境に配慮した管理運営の方策への考え方	
(4) 事故防止、緊急時の危機管理体制について	
(5) 利用者の権利擁護、個人情報保護、苦情解決の方法	
(6) 効率的運営と経費削減	

1 養護老人ホーム木曾寮 管理運営方針

(1) 理 念

法人理念—「あってよかった」をすべての人に
誰もが「支えあい」と「つながり」の中で生きています。
私たちは関わる皆さんへの感謝を胸に、途切れることのない幸せを実現する
ため、すべての人が「あってよかった」と思える法人を目指します。

木曾寮理念

利用者の生活の場としての施設
生活支援と養護を安心して受けられる施設
安心安全な生活が送れる施設

(2) 基本方針

高齢化や身体的要因等により生活困窮者、社会的弱者となってしまった方の養護を目的とし、木曾郡における高齢者のセーフティーネットの役割を果たします。

永年にわたり社会に貢献してきた利用者に対して常に「敬愛の念」も持って接するとともに、一人ひとりの個性を大切に生活、心がふれあえる生活支援と介護を通して、利用者が家族の一員としての安らぎと信頼を感じることができる施設を目指します。

(3) 事業実施方針

これまで当協会では児童福祉と障がい福祉を中心に事業展開してきましたが、木曾寮の指定管理を受託することで児童福祉・障がい者福祉・高齢者福祉等総合的に福祉サービスを提供できることができますようになります。

事業者として、厚生労働省の推進する誰もが一緒に暮らすことができる地域共生社会の実現を目指します。

職員体制及び職員の確保については、これまで木曾寮で採用されてきた支援員、介護員、その他の業務に従事した職員の活用を積極的に行い、必要な人材を配置するとともに、当協会職員との交流も積極的に進める中で、これからの運営に必要な人材を確保・育成します。

必要な人材を育成するため、研修会などの開催は木曾寮単独で計画する他、当協会でも計画する研修会にも積極的に参加し、技能向上及び知識の習得に努めます。また、今後は当協会の運営する施設間で人材を適正に融通配置することで、安定的な施設運営と人事管理を図るとともに運営の合理化にも努めます。

当協会は総合的福祉サービス提供体制の特徴を活かし、障がい者の就労継続支援事業所に就労の場を提供することで障がい者の社会参加を積極的に支援し共生社会の実現にも努めます。また木曾寮を始めとした各施設との連携、行事、職員間の協力等横のつながりを持たせることで、利用者も社会とつながりを持てるようにし

ます。

(4) 地域との連携方針

地域ボランティアの活用については、木曽寮の求める支援を発信するなど、積極的に関わりを深め、地域全体で高齢者・障がい者・子どもを支援する体制作りを目指します。また、看護学校・専門学校の研修、短期大学・大学の実習等も積極的に受け入れ、地域の人材育成にも寄与します。

(5) 災害対策方針

この地籍は土砂災害警戒区域に指定されているため、緊急時の対策を講じますが、一番懸念される災害は木曽川氾濫による水害と想定される。建物自体は 1000 年に一度の水害にも対応できる施設であるため垂直避難が一番安全であり、現実的と思われる。

また、災害発生状況下で逃げ遅れた近隣の住民や上松荘利用者についても受け入れができるよう、地域の避難所としての役割も果たします。

2 利用者のサービス向上への取組

(1) 入所者支援内容

養護施設の本分として利用者の自立した生活の場を提供するため、一人ひとりの個性に沿った処遇計画を立て、高齢化によって不足した日常生活動作の支援、リハビリテーション等による機能維持、機能回復の支援により健全生活の維持、社会復帰を目指しつつ、生活相談として困りごとの解決、手続きの代行等を支援することで、不自由を感じることがない生活の場を提供します。

すでに介護を要する利用者には、併設予定の居宅介護支援事業所により本人と関係者の意向に沿ったケアプランを策定する。同様に併設予定の訪問介護事業所による介護支援（ヘルパー派遣）事業を展開することで、利用者のQOLの向上、満足度の向上等を図るとともに、施設の収入につながる事業展開とします。

特に近年増大してきている高齢化に伴う認知機能の低下、認知症発症の増加等については、当協会が運営している「障がい者総合支援センターともに」の精神障がいコーディネーター等のアドバイスを活用することで、利用者の課題解決にも努めます。

(2) 食事の提供について

食事の提供についてはニュークックチル方式を導入することにより衛生的で適温配食を考慮した安心安全な食事を提供するとともに、施設専属の管理栄養士の配置することで栄養バランスをとりながら、嗜好調査等を通して満足度の高い食事を提供します。

食材の調達は、給食センター化することで食材を一括購入しコスト削減と、合理化に努めます。

調理業務については、調理業務職員の雇用が大変難しくなっていることや、人件費の高騰から民間業者への委託のメリットは無くなってきています。この課題に対応するためには現在上松荘の調理業務を行っている障がい者就労継続支援A型事業所「ワークステーションすてっぷ」に調理業務を委託することで、障がい者の社会参加を図るとともに人件費コストの削減も図ることが可能です。つきましては木曾寮の食事提供業務は当法人が運営する「ワークステーションすてっぷ」に委託する事を協議提案致します。承認された際には、木曾寮に設置されるニュークックチル方式の調理システムを最大限に活用し、調理業務の合理化と働き方の改革、そしてコスト削減を図ります。

尚、今回予定している新しい調理業務システムは、現状2施設で働いている調理職員数を減らしながら労働環境の改善を図ることも可能となります。

(3) 健康管理について

利用者の体調については、嘱託医師、職員配置基準に沿った専属看護師を配置し定期的な健康管理を行います。また、職員に対しては、法制度に沿った健康診断等により、体調管理を行います。

感染症等については、木曽寮単独の他、当協会施設全体で対策を講じる BCP を策定し、法人内外の施設と協力体制を構築し、業務継続と利用者の安全確保策に努めます。

(4) 行事について

利用者の生活が単調なものにならないよう、季節感のある行事を計画し実施します。年末年始、季節のドライブ等の他、利用者が高齢者であることから、盂蘭盆等の仏事等も実施します。当面はこれまでの木曽寮行事を踏襲し、利用者の要望も聞きながら生活に張りを持たせるような行事の実施に繋げていきます。

(5) 地域生活移行について

傾向として、ADL低下等による自立生活困難を理由として入所する利用者が多いため社会復帰を目指すことは難しい状況ではありますが、利用者本人、関係者の意向を受けて、地域生活に参加できる体制づくりを行います。

地域の清掃活動・イベントへの参加や協力の他、これまでの経歴・技能の伝達者として利用者が講師となる講演会、講習会等を検討し、社会貢献、地域生活への関わりを模索します。

(6) 相談事業

利用される方は、これまでの社会生活の延長として施設に来られますが、入所の際しての手続きやこれまでの生活スタイルの変化等により集団生活に対応するため様々な問題を抱えます。これらを解決するため、生活相談員を2名配置し、手続きの代行、トラブルの解決、施設に馴染むまでの心理的サポート等利用者に寄り添った支援を行います。また、健康上の不安や精神面での支えは、嘱託医師、看護師、当協会が運営する「ともに」の精神障がい者コーディネーター等と連携した相談体制を構築します。

(7) 改善の方策

施設の管理運営にあたっては、利用者、関係者の意見を取り入れ、公平で透明な運営を目指します。また木曽寮の苦情解決システムと当協会が設置している第三者委員の相談システムを活用することで、より良い施設運営改善に繋がります。また、必要に応じて第三者評価も受審することとします。

予算執行等の事務処理・一定額以上の契約については、当協会の経理規定に基づき適切な処理をするとともに、理事会・監事及び評議会等に報告する他、木曽広域連合にも必要に応じ情報を提供し、指摘事項等があれば改善策を講じます。

(8) 木曽広域連合からの円滑な移行について

当協会は、子ども・障がい福祉を主として運営してきており、高齢者福祉に関する見識が十分とは言えない状況であります。このことについては、先行して出向職

員を派遣し対策を講じてきていますが、現木曽寮の会計年度任用職員等を雇用することで利用者が混乱しないような職員体制の構築を図って参りたいと考えています。しかしながら、指定管理に伴う当初の事務処理及び移転直後の施設管理、利用者支援業務には新しい課題が多く出てくると思われます。

つきましては、新体制で木曽寮の運営が開始し安定するまでの期間は、木曽広域連合からの人事面・予算面において厚いご支援を賜りますようお願い致します。

3 適正な施設管理

(1) 職員配置

具体的職員配置については、下記及び様式第6号の通りです。

職員の確保については、既に出向として現木曽寮に出向している協会職員、現在広域連合で採用されている会計年度任用職員等の雇用を中心として、新規雇用及び当協会内職員の異動配置により行う計画です。

○本体の職員配置及び予定数

職 種	人 数	備 考
施設長	0.5人	協会他施設長と兼務
事務員	1.0人	
生活相談員	2.0人	
看護師	1.0人	
栄養士	1.0人	
生活支援員	14.0人	
計	19.5人	

○現在の職員配置から削減される職種及び人数

施設長	0.5人	
副施設長	1.0人	
看護師	1.0人	
宿直専門員	1.0人	シルバー人材センター派遣
計	3.5人	

(2) 研修の実施

当協会では、協会主催による各種スキルアップ研修の他、業務としての外部研修会への参加。資格取得についても資格手当支給や資格取得に必要な特別有給休暇付与などにより資格取得を積極的に奨励しています。この制度は当然木曽寮職員にも適用され、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員(ケアマネージャー)等の育成・資格取得奨励を行い、必要な人材育成と確保に繋がります。

(3) 環境に配慮した管理運営の方策への考え方

福祉施設における環境配慮とは、一般的な自然環境影響への配慮と共に、利用者の生活環境への配慮という2つの側面を持っています。これらを同時に満たすため、新木曽寮に設置される木質バイオマスボイラー、太陽光発電設備の有効利用を要と

して、節電・節水に努め環境負荷の軽減と快適な生活環境の両立を図ります。

また、施設の清掃、保守点検は定期的に行い設備の維持に努めるとともに、事務処理においてはパソコン処理の他、タブレット端末等を利用したペーパーレス化、web 会議の実施等環境負荷の軽減にも努めます。

(4) 事故防止、緊急時の危機管理体制について

公用車利用においては安全運転管理者を置き、交通事故防止に努める他、サービス管理責任者・主任等連絡会議や一般職員と管理者で構成するワーキンググループにより適正介護支援、メンタルヘルス、ハラスメントなどの検証、災害対策・安全対策の検討、雇用対策の方針提案を行います。

新しい施設が木曽川に近いことから、昨今の豪雨、水害への備えが最重要となっています。新木曽寮は2階を避難施設として垂直避難を可能としており、ここを中核とした災害対策のBCPを策定し、協会内各施設と連携した対策を計画します。また、上松町、上松町消防団、木曽広域消防署等関係団体との協力体制を構築します。

○協会のワーキンググループ（以下WGと表記）等

WG名	構成メンバー	活動内容
人材確保WG	施設長及び一般職員	職員採用に向けて計画と採用活動
防災WG	〃	BCPの作成、防災マニュアルの整備
社会貢献WG	〃	地域貢献事項の調査検討
職場環境WG	〃	法人全体の安全衛生体制強化等の検討
スキルアップチーム	〃	法人研修会の企画運営と人材育成
サビ管・主任等連絡会議	主任・サービス管理責任者等	各施設間の情報共有と課題事項の検討

(5) 利用者の権利擁護、個人情報保護、苦情解決の方法

利用者集会等の意見聴取の場を作ると共に、前述（7）にあるように苦情解決システム、第三者委員により、権利擁護、苦情の抽出・解決を図ります。また、個人情報の管理・保護については当協会の規定により毎年の検証を行います。特にマイナンバーについては現在課題も多く出ていることから、国で活用の仕組みが再検討されており、今後国の新基準に対して臨機応変に対応してまいります。

(6) 効率的運営と経費削減

当協会は、複数の施設を管理運営していることから、150名を超える職員を雇用し、郡内でも有数の雇用の場となっていることから人材の確保と育成にも取り組んできました。今回木曽寮の運営にも連動させることで、支援員、看護職員、栄養士等の専門職員の確保をするとともに、当協会全体で職員交流を行い効率的な運営を図ります。

経費については、一般事務の一部を協会内一括処理としし事務関係の業務省力化を進めるほか、消耗品、食材等についても協会施設一括購入を進め、経費削減を進めます。

運営経費削減のため導入するニュークックチル、太陽光発電、木質チップボイラーの活用により、効率的な運用を行い、環境負担の軽減と経費削減にも努めます。

また、指定管理に併せて設置予定の居宅介護支援事業・訪問介護事業所においては、現木曽寮の引き継ぎによる職員数でスタートしますが、今後スタッフサービスの増員を図り、利用者の要求とケアプランに則した十分な介護支援を目指すとともに、連動する木曽寮運営の収入増に繋げるよう努力します。

○コスト削減を図ることができる事項

削減可能項目	コスト削減金額	備考
調理業務	1 2 4 4 万円	給食センター化による新調理システム「ニュークックチル」の導入
太陽光発電設備	約 8 5 万円	リース期間 1 0 年間で換算
チップボイラー	約 1 0 0 万円	灯油ボイラー比較
施設長の兼務	約 5 0 0 万円	法定福利等を含む
副施設長の減	約 9 0 0 万円	〃
宿直専門員の減	約 4 0 0 万円	何かあった場合は上松荘夜勤者が応援予定

収 支 計 画 書

(単位:千円)

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
収入	指定管理料	41,881	45,211	45,640	45,356	45,038
	措置費	133,401	133,401	133,401	133,401	133,401
	訪問介護・居宅支援収益	29,320	29,495	30,026	30,923	32,200
	利 用 料 金 収 入	3,751	3,751	3,751	3,751	3,751
	受取利息配当金収入					
	雑 収 入					
	合 計	208,353	211,858	212,818	213,431	214,390
支出	人件費	118,588	122,115	122,902	123,688	124,474
	職員給与	50,058	50,670	51,282	51,894	52,506
	職員諸手当	26,554	29,295	29,295	29,295	29,295
	非常勤職員給与	25,063	25,063	25,063	25,063	25,063
	退職共済掛金	2,610	2,610	2,610	2,610	2,610
	法定福利費	14,251	14,425	14,600	14,774	14,948
	その他	52	52	52	52	52
	管理費	31,184	31,162	31,335	31,162	31,335
	福利厚生費	192	192	192	192	192
	旅費交通費	796	796	796	796	796
	研修費	59	59	59	59	59
	消耗品費	650	650	650	650	650
	被服費	125	125	125	125	125
	印刷製本費	100	100	100	100	100
	水道光熱費		0	0	0	0
	燃料費		0	0	0	0
	修繕費	300	300	300	300	300
	通信運搬費	320	320	320	320	320
	委託料	24,793	24,774	24,944	24,774	24,944
	手数料	60	60	60	60	60
	損害保険料	712	709	712	709	712
	賃借料	2,524	2,524	2,524	2,524	2,524
	租税公課費	10	10	10	10	10
	雑費	543	543	543	543	543
	事業費	58,581	58,581	58,581	58,581	58,581
	保健衛生費	3,649	3,649	3,649	3,649	3,649
	教養娯楽費	525	525	525	525	525
	水道光熱費	21,680	21,680	21,680	21,680	21,680
	燃料費	8,750	8,750	8,750	8,750	8,750
	消耗品費	19,976	19,976	19,976	19,976	19,976
	保険料		0	0	0	0
	賃借料	0	0	0	0	0
	扶助費	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800
	固定資産取得費	0	0	0	0	0
	車両費	200	200	200	200	200
	雑費	1	1	1	1	1
	合 計	208,353	211,858	212,818	213,431	214,390

※積算根拠がわかる資料(様式自由)を添付してください。

※消費税率は10%で計算し、加算してください。

※区分にない場合は、追加し、その旨を積算根拠資料等に記載してください。